

令和4・5年度 白浜町水道事業物品入札等参加者登録要領

令和4・5年度において、白浜町水道事業が発注する水道資材購入及び役務、委託（建設工事に伴う役務又は委託を除く。）等の入札に参加を希望される方は、次により申請書を提出してください。

1. 申請者の資格について

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は、入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 申請年の申請日を基準として同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者であること。（組織変更、合併等の事情により同様と認められるものも含む。）
- (4) 白浜町税及び国税に未納がない者であること。
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 申請者、申請者の役員等（法人の役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者並びに個人の事業主及び支配人又は、法人の業務を執行する法的な権限はないものの、会長、相談役、顧問等の名称を有する者若しくは、一定の比率（5%）以上の株式を保有する株主若しくは一定の比率（5%）以上の出資をしている者で法人に対する実質的な支配力を有すると認められるものをいう。）、使用人及び法定代理人が、白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条に定める暴力団員等である者又は同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 営業許可等を必要とするものについては当該許可等を有する者であること。

【参考】地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結することは又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

2. 営業種目

別紙営業種目一覧表による。

3. 受付期間

令和4年2月15日から令和6年3月20日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)

4. 有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 提出先

〒649-2331

和歌山県西牟婁郡白浜町平956番地

白浜町役場 上下水道課 業務係

電話：0739-45-2000（直通）

6. 提出方法

持参又は郵送

※持参による申請において、申請書類を受け取りますがその場で審査は行いませんので、受付票が必要な場合は必ず受付票と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※郵送による申請において、受付票の返送が必要な場合は必ず受付票と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

7. 提出書類

- (1) 物品入札等参加者登録申請書
- (2) 営業事項調査書
- (3) 使用印鑑届
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 委任状（委任を設けない場合は不要）
- (6) 身元を証明する書類
 - ・法人 登記事項証明書
 - ・個人 身分証明書
- (7) 印鑑証明書
- (8) 納税証明書（白浜町税：白浜町税務課発行）

・証明事項：白浜町税に未納がない。

※受付開始である令和4年2月15日以降に未納の町税を金融機関等で納付された場合は、税務課にて納税証明書申請時にその領収書をお持ちください。(金融機関等で納付された場合、収納が確認できるまでに多少の日数を要することがあるためです。)

※町外業者で白浜町に課税がされていない事業者は提出の必要はありません。

(9) 納税証明書(国税：税務署発行)

- ・法人 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明「その3の3」
- ・個人 申告所得税、及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の未納がないことの証明「その3の2」

(10) 代理店証明、営業許可書等(必要な場合のみ提出)

(11) 車両修理業者調書(自動車修理・車検、板金塗装業者のみ提出)

(12) 浄化槽保守点検事業者調書(浄化槽保守点検業者のみ提出)

(13) 受付票(必要な場合のみ提出)

(14) 提出書類チェックリスト

- ・書類は、白浜町ホームページ(<http://www.town.shirahama.lg.jp/>)よりダウンロードしてください。
- ・申請書類は、A4版に揃えて番号順に並べて1部提出してください。(ファイル綴じ不要)
- ・提出書類の各種証明書は、写しでも差しつかえありませんが、発行日から3箇月以内のものに限ります。(申請日基準)

8. 注意事項

- (1) 申請書は、当町水道事業が指定したものを使用してください。
- (2) 申請書及び添付書類の不足、記載事項に不備のあるものは受付できません。
- (3) 申請書提出後に、申請書の記載事項に変更があったときは、ただちに「物品入札等参加者登録申請書変更届」に必要な書類を添付し提出してください。

9. その他

- (1) この申請に基づく審査の結果、資格を有すると認めた場合は、白浜町水道事業物品入札等参加者登録名簿に登録します。
- (2) 登録の有効期間は、令和4・5年度の2年度有効としますが、不当な行為等があった場合は、期間途中でも登録を抹消することがあります。なお、登録されても全員が必ず入札に参加できるということではありません。
- (3) 「6. 提出書類 (9)」の税務署発行の納税証明書については、電子納税証明書(電子ファイル)による提出も可能です。

電子納税証明書(電子ファイル)で提出される場合は、データを保存したCDと電子納税証明データシートを出力した上で申請書等とともに提出してください。(CDでのみ提出が可能ですので、他の記録媒体(FD、MO、USBメモリー等)や電子メールでの提出はできませんのでご注意ください。)

申請書等を持参される場合は、受付後にCDを返却します。

なお、申請書等を郵送しCDの返却を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。